

かすみがうら市議会懲罰特別委員会会議録

令和8年1月14日 午後1時30分 開 会

出席委員

委員長	久松公生
副委員長	井出有史
委員	岡崎勉
委員	櫻井繁行
委員	鈴木貞行
委員	鈴木更司
委員	櫻井健一

欠席委員

委員	矢口龍人
----	------

委員外委員

なし

参考人



弁明者

議員	佐藤文雄
----	------

出席書記名

議会事務局長	齋藤明
議会総務課長	由波大樹
議会総務課課長補佐	鴻巣智子
議会総務課主幹	川原場智

議 事 日 程

令和8年1月14日（水曜日）午後1時30分 開 会

1. 開 会
2. 事 件
 - (1) 佐藤文雄議員に対する懲罰について
 - (2) その他
3. 閉 会

開 会 午後1時30分

○久松公生委員長

それでは、時間となりましたので、始めさせていただきます。

改めまして、こんにちは。

委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は7名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

あらかじめご報告申し上げます。

本日の会議には傍聴の申出者がございますので、お申出のとおり傍聴を許可いたしますので、ご報告申し上げます。

これより傍聴人の入室を認めます。

暫時休憩いたします。 [午後 1時31分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時32分]

次に、書記を指名します。

議会総務課、鴻巣課長補佐、同じく川原場主幹、以上2名を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

前回に引き続き本会議で付託されました佐藤文雄議員に対する懲罰についてを議題といたします。

審査に入ります前に、前回委員会で求めのありました政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果が記載されたプレスリリースと、同じく前回委員会終了後に申し上げました地方議会議員の懲罰内訳は、1月7日にガルーンにて委員各位にお送りしております。本日お手元に配付いたしました資料にも入っておりますので、審査にご活用くださいますようお願いいたします。

初めに、本日の進め方について、あらかじめ順序を申し上げます。

1つ目として、冒頭申し上げました政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果をご覧ください。

2つ目として、こちらも前回の委員会で指摘がありました動議理由（3）に該当する常習的な威圧的言動の確認を行います。

3つ目として、参考人質疑を行います。

4つ目として、佐藤文雄議員における一身上の弁明について、意向確認の結果、弁明の申出がありましたので、許可を諮ることといたします。

これらの審議が終わりましたら、懲罰を科すべきか否か、そして懲罰を科すべき場合においては、いずれの懲罰を科すべきかを審議いたします。

本日は以上の順序で進めてまいります。

それでは初めに、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果について、お手元に配付しておりますプレスリリース、市庁舎等管理規則の一部改正についてをご覧ください。

本資料について、事務局より説明を求めます。

○議会事務局長（齋藤 明君）

それでは、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート調査結果についてご説明申し上げます。

資料は、お手元に配付してありますプレスリリース、ページ数でいうと3ページから4ページになります。

こちらにつきましては、庁舎管理規則を所管しております総務課におきましてアンケート調査を実施した内容となっておりまして、昨年9月16日から22日において、部課長級職員42名を対象に実施しております。

アンケート項目及び方法につきましては、問い1から問い5までの設問とし、任意回答、無記名により実施し、回答数は42名中34名で、回答率81%でございました。

アンケート結果について申し上げますと、まず問い1、本市市議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがあるかについては、「ある」が30名、「ない」が4名。

問い2、問い1で「ある」と答えた方のみの回答といたしまして、勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読したかについては、「購読した」が25名、「現在は購読していない」が2名、「購読を断った」が3名でございました。

次に問い3、購読契約は取り交わしたかについては、「取り交わした」が6名、「取り交わしていない」が21名で、続きまして問い4、勧誘を受けたとき心理的な圧力を感じたかについては、「感じた」が16名、「感じなかった」が14名となっております。

また、問い5、その他の自由記載につきましてはご覧のとおりとなっております。

説明は以上となります。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

この件に関しましては、総務企画部秘書人事課の発信の下のプレスリリースを読み上げさせていただきましたので、参考資料としてご活用いただければと思います。

続いて、動議理由（3）に該当する常習的な威圧的言動の確認を行います。

具体的な箇所の確認のため、佐藤文雄議員の一般質問における懲罰動議該当箇所をお手元にお配りしております。前回の確認箇所と重複している部分もありますが、ご活用ください。

なお、前回と同じく市議会ホームページで公開している当日の録画映像と併せて判断することといたします。

本日の資料の佐藤文雄議員の一般質問における懲罰動議該当箇所という資料に準じて行いたいと思います。

まず初めの確認なのですが、令和7年第4回定例会での答弁者、XXXXXXXXXXとの分の確認をしていただきます。そのときの通告事項は、庁舎管理規定についてということで通告しているものの確認をしていただきます。

1 ページをご覧ください。

○佐藤文雄議員（録画映像）

市長は今、陳情書として取り扱ったようですが、差出人の氏名はありましたか。

○久松公生委員長

これは前回の時にも確認してもらった部分です。

次に、複合交流施設見直しについてという通告の内容の部分です。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

市長の公約とはもう関係ないと。この別に諮問している段階だということでした。ですから、こういう案そのものが極めて貧弱だと思います。見てもらえば分かりますが、このやまゆり館は非常に軟弱地盤のところなんです。増築など考えられません。そもそもこの合併特例債で造ったところですが、何とこの施設の土台層が48本のくいを打っております。基部の代わりにくいが大変ある、まさにくいが残る、こういう中身のところでございます。この段階では、事務局が誘導しているんじゃないかという議論が続出いたしました。そもそもスタートから3施設です、やまゆり館、大塚ふれあいセンター、下稲吉コミュニティセンター、いわゆる働く女性の家ですね。これに絞り、新設については論外となっていると思いますが、いかがですか。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

（黒塗り）

○（黒塗り）（録画映像）

お答えいたします。

重複してしまいますけれども、これは実現可能な計画ということでスタートしておりますので、実現不可能な、大変壮大なものを想定するということは、委員の皆さん、非常に消極的だったというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

なぜ新しいものは壮大になるのでしょうか。審議もしないで、最初から3本に絞る、3か所に絞る、おかしいんじゃないですか。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

（黒塗り）

○（黒塗り）（録画映像）

お答えをいたします。

公共施設等マネジメント計画にもありましており、やはり総量を少し削減していくという方向性は皆さん、これまでどおり理解をされてきた方向性だというふうに感じております。その方向性に倣った形での議論だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

んですか。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

■■■■■■■■■■

○■■■■■■■■■■（録画映像）

中心市街地における公共施設の在り方ということでございますので、当然その部分につきましては視野に入れてございます。しかし、まだまだ利用可能な施設もございますので、時間的な、時間差というものは当然ございます。そのあたりも含めまして、検討委員会で様々な案をまとめさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○■■■■■■■■■■（録画映像）

……以上でございます。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

あのね、事務局のほうから提案したんですよ。何で事務局のほうで5人だと制限したんですかと聞いているんですよ。答えになっていないよ、あなた。答えてください。

○久松公生委員長

今のところが（3）に当てはまります威圧的な言動ということの確認の部分であります。

次に移ります。

次は、■■■■■■■■■■の一般質問の部分です。令和7年第4回定例会で、通告の内容は水道事業の広域化についての通告のやり取りです。

○■■■■■■■■■■（録画映像）

……強化計画を定めることができるようになりました。加えて、広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員とする広域的連携等推進協議会を設置できるとされました。この改正は、水道事業の運営を個々の事業者が抱え込む時代から、国……

〔「短くお願いします」と呼ぶ者あり〕

○■■■■■■■■■■（録画映像）

はい。

都道府県、市町村が連携して取り組む新たな取組へと変えたものです。

○久松公生委員長

今の部分は、内容的には恫喝的と受け取れる言動の部分になります。

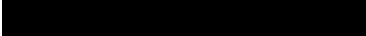
次、お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

……ないでしょうか。実際は、全国的な給水量減少にもかかわらず、かなりな国交省水資源開発基本計画を根拠にダム開発やこれが継続され、水道料金の負担が課せられております。その具体例が霞ヶ浦導水事業やハッ場ダム建設などの大型公共事業であります。老朽化対応も含めた新施設への更新には、減価償却費の名で水道料金の3割から5割部分を含めて利用者が負担をしております。なぜ今、国は、安全、強靱、持続に変えたのか。全額利用者負担の独立採算制による水道運営を継続させるためではないでしょうか。物価高騰の下、公共料金の在り方や災害対応、技術向上のために、国と自治体が果たすべき役割は大きくなっております。抜本的な責任と水道の今後が問われているのではないのでしょうか。

県は、1県1水道をうたっておりますが、守谷市も不参加を決めました。これで水道事業供給される総人口の半分以上が不参加になりました。1県1水道は事実上破綻しているのではないのでしょうか。県はこの状況で、それでも突っ走るつもりでございましょうか、お答えください。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

○（録画映像）

ただいまのご質問にお答えいたします。

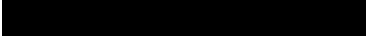
現在、全国の水道事業は、先ほども申し上げましたとおり従来の拡張整備の時代から既存基盤を維持強化する時代へと大きく転換しております。そうした中での主な課題としましては、次の3点に集約されております。1つ目としては、施設の老朽化と耐震化の遅れです。

〔「短くお願いします」と呼ぶ者あり〕

○（録画映像）

脆弱な経営基盤、そして技術承継の減少でございます。こうした課題を克服し、将来にわたり安全な水を供給するため、繰り返しになりますが、平成30年に水道法を改正し、法律の目的を。

〔「同じことは言わないでください」と呼ぶ者あり〕

○（録画映像）

水道の基盤の評価に据えました。これに伴いまして、茨城県は水道の広域化を進め、住民に安全な水を届けるというような事業に携わっていると認識しております。

○久松公生委員長

映像を止めてもらっていいですか、すみません。

今の部分ですが、最初の部分は、市の事務とは無関係な事項の内容でした。それから後の答弁に当たりましては、部長答弁のときに、確認ちょっと、聞こえた、ちょっと薄かったんですけども、短くお願いしますとか、あと、同じことは言わないでくださいとかというような、そういうふうな恫喝的と受け取れる言動の確認でした。

次、お願いします。

○佐藤文雄議員（録画映像）

水道を供給される県民の半数以上が、これに参加しない、破綻したんじゃないか。それでも進めるのかという質問に答えていないですよ。答えられないんじゃないかなと思うんですね。

長々と答弁されますが、長々だと私が困ります。

県の地下水採取条例において許可が必要になる、規制の対象となる用水、いわゆるポンプですね。基準断面積は、目的が水道用の場合、吐き出し口の断面積を50平方センチメートルを超えるものは規制の対象、これは確認されていますか。

○久松公生委員長

今の部分は、先ほどと同じく市の事務とは無関係な事項の部分、そして威圧的な言動の部分となります。

次に移ります。次のページ、お願いします。

次は、の確認です。

最初に、令和7年第1回定例会、3月13日です。ここでの通告内容、霞ヶ浦コミュニティセンター、旧あじさい館の浴室についての部分になります。お願いします。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

15番 佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

施政方針のときに、この券を配るのも代替施設かと言ったら、そうじゃないというふうにおっしゃいましたよね。今、代替施設だというふうなことをおっしゃっています。これは矛盾していますよね。いずれにしても65歳の方に2枚、8月か9月頃に出すということでございますが、幾らですか、金額。

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

■■■■■■■■■■

○■■■■■■■■■■（録画映像）

1人500円でございます。

〔「違う、全体。全額。全額幾ら。ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（来栖丈治君）（録画映像）

暫時休憩します。

○久松公生委員長

ここの部分は、答弁を求めているのに対して途中で違うとか、聞き取りづらかったんですが、違う、全体、全額、全額幾らなどということを、ちょっと威圧的な言動と言えるようなことで確認をしていただきました。

次は、令和6年第4回定例会の部分の確認に移ります。

ここでの通告事項は、やはり同じ霞ヶ浦コミュニティセンター、旧あじさい館の浴室についての部分です。

○■■■■■■■■■■（録画映像）

今回の業務につきましては、あくまでメインとしては壁面からの漏水の調査ということでございまして、加えて、改修した場合の費用を概算費用として出させていただいたものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小座野定信君）（録画映像）

佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員（録画映像）

答えになっていないですよ。詳細が分からなければ積算の中身だってチェックできない。チェックができなくても、一式でこんなものだ。その根本英設計事務所を信用すると。信用してこれを設計した。設計というか、もう提示をしたということになるわけですね。全く信用して、あとは、詳細は求めなかったということですね。

○議長（小座野定信君）（録画映像）

■■■■■■■■■■

○■■■■■■■■■■（録画映像）

その際に、霞ヶ浦コミュニティセンターの機能維持のための年次的な改修が必要となる工事によって概算経費の説明をさせていただいたと思います。

主なものとしましては、今年度に視聴覚室照明の更新工事としまして、設計並びに工事費として約2300万円、空調設備改修工事の設計費として1430万円でございます。

また、令和7年度から8年度にかけて、空調設備改修工事で4億から5億円程度を予定してございます。また、令和8年度以降には照明設備等更新工事、設計並びに工事費に約6000万円程度……

〔「時間になっちゃうからさ」と呼ぶ者あり〕

○ [REDACTED] (録画映像)

高圧受変電設備更新工事、設計並びに工事に約3億円程度かかるものと見込んでございます。

以上でございます。

○議長(小座野定信君) (録画映像)

佐藤文雄君。

○佐藤文雄議員(録画映像)

説明のポイント、10億円の説明していないじゃないの。10億円の説明してよ。ここがポイントなんだよ。何でこれを、10億円の説明しないの、大規模修繕。10億円の説明してよ。書いてあるでしょうって。

○議長(小座野定信君) (録画映像)

暫時休憩します。

再開します。

○ [REDACTED] (録画映像)

お答えいたします。

ただいま説明した内容ではございますけれども、空調設備に4億から5億程度、また、高圧受変電設備更新工事等に約3億円程度かかるようなことで、約10億円ということで説明をさせていただいたと思います。

○久松公生委員長

以上の部分に関しましては、威圧的な言動と言える部分の確認でございました。

以上、今3人の部長のやり取りを確認していただきました。

ただいまの確認部分につきまして、ご不明等ございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

今のちょっと編集の中ですごく不明確というか、何でこうなったのかというのを知りたいんですけれども、一番最初、令和7年第4回定例会の12月3日のところの画像をずっと見ていくのかと思ったら、途中で令和7年第1回定例会、3月13日のところが途中で2ページ目に入りました。それからまた戻って令和4年になるんですけれども、何でここだけ編集がこういうふうになっちゃったのか教えてもらえますか。

○久松公生委員長

この最初の部分は、前回も確認してもらった1ページのちょうど真ん中辺ですか。ここの部分は令和7年第4回定例会の庁舎管理規定についての通告に基づいた部分の確認でした。それで、その下からは今度は通告内容が複合交流施設の見直しについての部分の確認だったので、ちょっと飛んじったように見えますが、それ以降は通告事項、複合交流施設の見直しについてがずっと続いています。

以上です。

○櫻井健一委員

いや、本来であれば、同じ定例会のほうが、続いて、それで最後のほうに来た定例会の第4回から外れたところの、その以前にあった不適切発言のような、令和7年第1回定例会ですとか令和6年第4回定例会といったところに、本来であれば、この令和7年第1回というのが入ってくれば、まとまって、こういうことを言いたいんだなというのが分かったんですけれども、この問題になった、発議に関係しているところの間にこれが入ったというのがすごく不自然だなと思ったんですけれども、そこを教えてくださいませんか。

○久松公生委員長

ちょっと申し遅れました。聞き取りづらかったとか見づらかった部分の解釈ですが、この資料は、まず最初に[]のやり取りだったので、そこに令和7年第4回定例会、そして令和7年第1回定例会というものを集約してしまったので、ちょっと見づらかったというのがありますが、その3人の部長に対して、令和7年第4回ですとか、令和7年第1回ですとかというふうに分けさせていただいたので、そのように感じたのかなと思いますが、よろしいでしょうか。

○櫻井健一委員

これ答弁者で分けたという解釈で、こうなったということによろしいんですか。

○久松公生委員長

そのとおりです。

○櫻井健一委員

この選んだ、今回の定例会以外のところの文面を選んだのは委員長なんですか。それで、選んだ理由とか教えていただけますか、ここを抜粋した理由というのを。

○久松公生委員長

常習的な部分といいますと、いろいろ遡ってしまうと、どんどんいつまでもという区切りがありましたので、まずは令和7年度というか、その辺で、近いところの部分でということで、この辺のところがそういうふうな言動なのかなということで選ばせていただきました。要は、今、令和7年度に近いものからお示しをしたかったんです。それで選びました。

ほかにございますか。

○櫻井繁行委員

今日は委員長が冒頭お話をしたこの発議の(3)の部分为重点的にということで、僕もちょっと聞きたかったんで、櫻井健一さんのほうで答弁いただけたけれども、まずは[]のところを委員長のほうで少しピックアップをしていただいたということなのかな。それで、[]のところをピックアップして、最後に[]のところをピックアップをしていただいて、今は、これを事実関係を確認して、言った、言わないのところを確認をして、この後は、要は全体で参考人招致になっていく、それともお一人お一人、その辺のところをちょっとお伺いしたいんですが、いかがですか。

○久松公生委員長

今、3人の映像と会議録を確認していただきました。この次は、この3人の部長さんを1人ずつ参考人として呼びをしまして、順に質疑等をしていきます。

○櫻井繁行委員

今日は[]、そして[]、[]と全員いらっしゃるということでよろしいんですか。

○久松公生委員長

本日は3人いらっしゃっております。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

ないようですので、以上で動議理由(3)に該当する部分の確認を終結します。

次に、参考人質疑を行います。

ここでお諮りいたします。

参考人質疑については、参考人のプライバシーの保護及び心理的負担軽減のため、秘密会で審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただいまから本委員会を秘密会といたします。傍聴議員以外の傍聴者は退出願います。

〔秘密会につき非公開〕

○久松公生委員長

以上で秘密会を終了します。

それでは、秘密会のため退場した傍聴者の入室を許可いたします。

ここで暫時休憩いたします。〔午後 3時10分〕

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。〔午後 3時11分〕

次に、一身上の弁明についてですが、冒頭申し上げたとおり、佐藤文雄議員より弁明をしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。

佐藤文雄議員による一身上の弁明を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご異議なしと認めます。

よって、佐藤文雄議員からの一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

それでは、佐藤文雄議員の入室を許可します。

ここで暫時休憩いたします。〔午後 3時12分〕

○久松公生委員長

会議を再開いたします。〔午後 3時13分〕

それでは、佐藤文雄議員の一身上の弁明を認めます。

○佐藤文雄議員

それでは、懲罰特別委員会の皆さんに弁明をしたいと思いますが、今回の弁明については、去る12月5日、私に対する懲罰動議に対する弁明、これが基本になっております。したがって、重複する点があると思いますが、弁明を改めて行わせていただきます。

懲罰の理由に基づいて、順次弁明をいたします。

まず、（１）の議会の品位を著しく損なう発言を繰り返したこと、ポツ、当初の取扱いを陳情として扱ったと断定した事実誤認の発言についてです。

これ差出人不明の文書は怪文書として当議会をはじめ県内の議会では取り扱っておりませんとして、本かすみがうら市議会では取扱いをしていないことを強調したもので、宮嶋市長はなぜ陳情として扱ったのかと質問ただけであります。特に他意はありません。

次のポツ、特定団体、宗教団体との関係を市長が認識していたとする根拠なき指摘についてです。

本市議会では、かすみがうら市議会議員政治倫理条例を令和5年3月17日に審議した際も、倫理条例第3条に（９）庁舎内において職員に対して政党機関紙の購読の勧誘、配達、購読料の徴収など一切の行為をしないことがありました。しかし、審議の結果、これは省かれました。この審議の中で私が、国

際勝共連合、統一教会から陳情書が出されていることも示しております。

また、令和7年2月10日付で要望書が出されていますが、私の一般質問では、この提出者、パワハラから職員を守る都道府県民の会連絡会及び茨城県の会となっておりますが、この代表者を調べてみると、国際勝共連合茨城県本部代表者です。これは市長もご存じのように統一教会でありますということを、統一教会が出しているんだよということをお知らせをして確認をただけであります。市長と統一教会との関係を指摘したものではありません。この要望書は3月議会で議場に配付されております。

ポツ、市長が統一教会と同様の行いをしたとの抽象的表現についてです。

統一教会から出された要望書は、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の決定を求めるという内容です。ですから、私が一般質問では新聞赤旗の庁舎内での勧誘禁止を求める動きは、統一教会、国際勝共連合系の団体と人物が全国的に進めているものであります。今回の投書なるものもアンケートの調査も、統一教会、国際勝共連合の資料がたたき台となっているように見受けられますと述べて、市長が統一教会と同様な行いをした、いわゆるつまり政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則改正ですね、これをしたことは極めて残念でなりません私の思いを伝えただけであります。

なお、令和7年2月10日付の統一教会の要望書に添付された資料、これは、この資料と、10月22日付の本市のプレスリリースを見比べていただきたいと思います。類似する箇所が多いことが分かると思います。

ポツ、市の事務と無関係な事項（県事務等）の執拗な追及による誤解を生じさせる質疑についてです。

水道事業の広域化は、県が1県1水道を推進しており、市民にとっても水道問題は重要な課題であります。県、または市も含めてこの問題は真剣になって取り組んでいるはずであります。ですから、市の事務と無関係ではありません。

ポツ、背景に特定案件（旧新治小学校貸付け）を結びつける事実無根の主張について。

私は、なぜ今回の改正なのかが本当に疑問でした。ですから、私は一般質問で、これは旧新治小学校の財産の貸付けに関わる特別委員会設置に関する決議、いわゆる調査特別委員会を設置するということをお座野定信議員が提案者で、賛同者は私を含む3名、矢口龍人議員、そして櫻井健一議員、3名でございます。私に対する、投書は9月9日でございます。そして、櫻井健一議員に対する差出人不明の投書、これも封書も確認しております。これは9月8日であります。審査をしたのは9月2日、特別委員会についてですが、9月3日に議案審査特別委員会で審議をしました。櫻井議員の問題は、既に農業委員会で事態解決に向けて動いている件でございましたが、9月24日の本会議で櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に関わる調査特別委員会が賛成多数で設置され、翌日の茨城新聞で報道されたわけであります。

私についても10月23日、NHK茨城が、市議が政党機関紙購読勧誘、規則改正で禁止にとして、佐藤文雄市議、まさに名指しで報道されたわけであります。さらに9月24日、矢口龍人議員が経営するゴルフ練習場からゴルフボールが当たり、散歩中の男性がけがをしたというニュース、これが11月7日に茨城新聞で報道されました。私は、この私を含む3人は、今言ったように旧新治小学校財産貸付けに関わる調査特別委員会に関する決議に賛同した3人です。たまたまなのでしょうかとというふうに一般質問で疑問を投げかけたわけであります。それから会計には、旧新治小学校の貸付けが問題があると思いますと述べたわけでございます。事実を整理することで、真相を知ることでもあるのではないのでしょうか。

（2）議事進行を妨害し、職場の秩序を乱す言動を繰り返したこと。端的に、短く、長いなど、恫喝的とも思われる発言を繰り返して答弁を妨害したと。これは議事進行を著しく妨害し、職場の秩序を乱した行為として懲罰事由に該当するという点です。

これについて、議長は、「執行部に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対して簡潔明瞭に答弁されるようお願いいたします」と確認しております。制限時間の70分で一般質問をするわけですから、答弁中に、端的に、短く、長いなど、発言をしています、恫喝ではありません。こういう問題は、あくまでも制限時間が70分、この中での制限の中で行わなければならないというのが大変、私にとっては苦勞しているところでございます。以前は120分、それが90分になり、今では70分です。ですから、執行部には簡潔で明瞭な答弁を心がけてほしいということを思っております。

(3) 市職員に対するパワーハラスメントに類する行為、一般質問や質疑の場で、執行部職員に対して威圧的な……、常習的に行われ、職員と執行部の完全な関係を破壊する行為であるとともに、議会制民主主義の運営に支障を来す行為だというふうな評価をしているようです。

これについてですが、10月3日の一般質問を飛び越えていますよね。これ質疑の場ということまで入りました。この常習的に行われているということまで出されています。これ提案者の個人的な感想を懲罰事由にしているのではないのでしょうか。具体的な例を挙げていただきたいと思います。今日は3人の方が答弁していたようでございますが、いずれにしてもこの3人の参考人の質疑の中身については明らかにしていただきたい。私はあくまでも真剣に質問をしております。決して威圧的な言動はしていないというふうに確信しております。

(4) 議会の品位を著しく失墜させた行為。一般質問の制度、趣旨、市長への説明責任、議事録公開を逸脱し、自らの主義主張のみを展開し、答弁を求めない発言。

これについてですが、やはり時間的な制約がある中で、一定の答弁を求めています。しかし、全て答弁を求めておりませんでした。そして最後に、住民が主人公の立場で新治地区の皆さんへの説明会を市長の責任で開催されることを要請しますというふうに、要請しているんですね。これお願いをしているんです。付け加えていえば、市長には反問権があります。これまで宮嶋市長は2回行使していますので、反論したいと思えば、行使していただければよかったのではないのでしょうか。

丸ポチ、通告外、無関係な資料の提示、不必要な資料の要求、執行部の業務を混乱させた行為。議会運営に不当な負荷をかけ、市民の対議会信頼を損なう行為である。懲罰事由となるということについてですが、議会は執行機関を市民の立場でチェックするという機関であります。いわゆる二代表制です。必要な資料の請求は、手続の上、行っております。資料の請求は、調査する上で議員の必要な責務だと私は考えております。

以上、私からの弁明といたします。ありがとうございました。

○久松公生委員長

それでは、各委員から質疑をお願いしたいと思います。挙手によりご発言願います。

○櫻井繁行委員

今、佐藤文雄議員の弁明の中で、一般質問において、議長からの発言のところがありましたよね。明確に答弁していただくようにというお話がありました。それでもう一方のところなんですけれども、同じように議長が発言する中で、法令等を遵守し、特に個人情報に配慮した上で発言していただくことを求めますと、これも議長が一般質問冒頭にお話をしている言葉でございます。この言葉、ご自身の発言の中で遵守されている、守られているというふうにお考えなんですか。

○佐藤文雄議員

今回の件ですか。今までのことじゃないですよ、今回の件ね。今回の件について、例えば今回の貸付けの問題で3人の名前を挙げました。これは公的な議員でございますので、またこの問題については明らかにしなきゃいけないということです。

ほかのこれまで議員以外の人たちの名前を出して指摘したことはございません。

○櫻井繁行委員

そうすると、今までの発言であつたりとか、一般質問も含めて、佐藤議員としては、法令等を遵守し、特に個人情報に配慮した上で発言していただくということはしっかりと守られてきたというようなお考えなんですか。

○佐藤文雄議員

そうです。

○櫻井繁行委員

あと、ちょっともう一点聞きたかったのが、今日は3名の部長さん、元部長さんというか、参考人招致で来ていただきました。内容については秘密会ですので、この場では差し控えますけれども、佐藤文雄議員のこれまでの一般質問であつたりとか、議案審査特別委員会、全員協議会は会議録が残らないのでちょっと不明確というかのところはあると思うんですけども。これまでの市の職員さんに対する発言の中で、例えば伝え方であつたり表現の仕方、佐藤さんが市の職員に対してね。これが強い口調になっていたりとか、高圧的な表現になってしまったというか、不適切な表現を取ってしまったというような認識はありますか。

○佐藤文雄議員

今日ね、部長3人ですか、お話しされたというふうに思いますけれども、議案審査特別委員会についても、かなり厳しく追及することはあります。それが高圧的だというふうには私は思っておりません。厳しくというのは、私は仕事には厳しいですから。だからしっかりと答弁してほしいと。ですから何回も追及するような形で答弁を求めることもありますよね。最終的に、そこで暫時休憩みたいになってしまふ。後で時間をつくって、また答弁してもらふ。そういうことは多々あると思うんですよ。やはり徹底して内容を詰めていくというのは、私たち議員の仕事じゃないでしょうか。そういう立場で、私なんかも資料をね、いろいろ求めたり、また事前に資料をチェックして、この問題について、こういうことがあるんじゃないかというふうに言って確かめるというやり方を取っていますよね。やはり事前に準備をする、そしてそれについて執行部が答えられないんでは、やはり執行部そのものの準備が足りないんじゃないかなというふうに思うんです。

やはりそういう点では、もっともっと、質疑の中身についてはレベルアップをしなきゃいけないというふうに思います。それは、私たちも執行部もお互いに切磋琢磨して、この中身を充実したものにする。それを私たちは市民に知らせていく。このことが必要だと思います。

○櫻井繁行委員

最後にしますけれども、もちろん佐藤文雄議員おっしゃるように、我々は市民から負託をされていますし、真剣に議論をして、市をいい方向に進めていく、これが一丁目一番地だと思います。ただ、表現の仕方であつたり伝え方、これが不適切であつたのではないのかなというところでお伺いしたかったんですよ。どうしても議論がヒートアップしていくような中になったときに、声が大きくなるとか、相手が威圧的、また高圧的に取ってしまうような言動が見られた。そういうところを映像で確認をさせていただいたので、改めて佐藤文雄議員には、そういった発言に対して、自分がちょっと不適切だったなというところがあるかなというところをお伺いしたかったんですが、そのことを答弁いただいてもよろしいですか。

○佐藤文雄議員

映像を見て、かなり厳しい、私の顔が悪いんでしょうかね。そういうふうに言つたと。傍聴者の人た

ちもそういうふうを感じているんでしょうかね。やはりそこですよ。確かに執行部のほうは、私のほうのこの質問に対して、やはりかなり圧力を感じるというのはあるかもしれませんね。それは私がいろんなこと、資料を作った上で質問しているわけで、それに対してあまり圧力だというふうに考えてもらおうと、私自身が、今後どうやって質問するのかという点では、非常に悩んじゃいますよね。これまで私も20年、また今、23年目ですから、やってきましたけれども、特にそういうことについて指摘されたことはございません。今回、どういうわけかこの問題を常習的に行われているというふうまで言われてしまったわけですね。そうやってその部分を……、今度は逆に議員が委縮してしまうんじゃないかと思えますね。やはり議会は言論の府でございますので、言論は言論で。もしそういったことがあれば、そのことについては、委員長とか議長が一定程度指摘をする、その場で指摘をするというような形で進めていかないと、何か議員が逆に委縮してしまうんじゃないかなと思うんです。これでは議会は成り立たないんじゃないかなというふうに思います。

私が言ったように、二元代表制で、議会と執行部はお互いにチェックをし合う。それに対して、質問に対しては正確に答える。それで議論を戦わせる。こういうことが不断に、このかすみがうら市議会で行われなければならないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○久松公生委員長

ほかに。

○櫻井健一委員

すみません、今日は参考人で来てもらって、今の返答の中で、20年間……、20年間というか、今までの一般質問の中でそういう指摘されたことない、議長さんに止められたことはないということなんですけれども、そこを確認しますけれども、どうですか。

○佐藤文雄議員

一度もございません。今回突然、懲罰委員会で、久松議員から動議が出されて、逆に驚いていますが、動議をされたときに、宮嶋市長がね、議長と私に対して抗議をする、そして議会に対しての申入れというのが最初に出されましたよね。あれがたたき台になっていたというふうに私は、懲罰動議のときに、話したと思うんですよ。やはり逆に市長の越権行為、これが物すごく強く根底にあるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、今までは全くありません。今回突然この問題を出された。その背景に宮嶋市長の抗議、議長と私ですよ。それに対して具体的に議会に対する申入れということ、ご覧になっていたと思いますが、あれがたたき台になって、私の懲罰動議となっています。本当にね、私なんかは驚きました。

○久松公生委員長

ないということです。

○櫻井健一委員

動議とかじゃなくて、質問の途中で注意をされたり止められたりということがないということですよ。いいですね。

○佐藤文雄議員

ございません。

○久松公生委員長

ほかにございますか。

○井出有史委員

本日はお疲れさまでございます。

ちょっと私のほうから議場での発言の認識について少しお伺いしたいんですけれども、議長での発言というのは、責任ある重い発言になると思うんですけれども、その中で、確証の持てない内容であったと、例えば臆測や推測の域であっても、それは発言してもよいという認識をお持ちなのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

○佐藤文雄議員

憶測という形ではなく、一定程度の根拠を持った場合は発言をしています。ですから、それなりの根拠を持って発言をしていると。憶測ではなく、一定程度の確信の下に話をしている。ですから、憶測で話すということはありません。それは逆な意味で市民を惑わすということになってしまうので、できる限りそういう確信を持った上で発言をしているというふうに私は思っております。

○井出有史委員

そうしますと、裏づけとなる根拠というか、そういう確証がなくても、ある程度確信に迫っていれば発言をしているという認識でよろしいでしょうかね。

○佐藤文雄議員

この前、この中でも話したように、事実を積み重ねて、その検証をして、こういう問題があるんじゃないかというふうに提起をするんです。事実を積み重ねて、そういう事実がなければできません。必ずその事実を積み重ねてやる。例えば入札問題なんかは、ちゃんとデータを取って、どこが一番取っているとか、回数だとか、そういうデータを基礎にしてやっている。そこに、やはり核心部分に迫れるんじゃないかなと思うんです。事実の積み上げを必ず私はした上でやっているつもりです。

○井出有史委員

今回の12月3日ですかね、一般質問の中の件で少し例えますと、アンケート調査が統一教会の請願をたたき台にしているのではないかと、そういった案件もそうですし、特別調査委員会を賛成したのが背景にあるから、特別調査委員会を賛成したのが背景として、その規約改正をされたんじゃないかといういわゆる発言に関しましては、これはもう確証があるという認識でいいんでしょうか。

○佐藤文雄議員

今話したように、統一教会の問題についてはかなり重要だと思うんです。これは何回もというか、政治倫理条例をつくるときにね、あれは県のほうに請願が出されているんです、赤旗購読の問題について。それは、トモベという方が出されていましたが、それは統一教会だよということをちゃんと資料を示してやりました。

今回の問題については、今言ったようにプレスリリース、あの中身ね、中身、それと、まだ見ていないと思いますが、2月20日に議会運営委員会が出された統一教会の要望書、その要望書の資料というのがあるんですよ。資料にもう事細かに書いています。その資料が、そのポイントポイントが、このプレスリリースでアンケート調査をやった、こっちもアンケートの調査をやった、これ本当に比べてみてください。非常に似通っていると。これはやっぱり攻撃材料にされているんです。その点を私は確信を持って、これは統一教会がたたき台になっているんじゃないかというふうに言ったわけです。よろしいですか。

○井出有史委員

市長も本当に非常に……

○佐藤文雄議員

ちょっと貸付問題言わなかったね。ごめんね。

○久松公生委員長

佐藤議員、続けてください。

○佐藤文雄議員

ごめんなさい。新治小学校の貸付問題、これはね、やはり事実を述べたということだけじゃないんですよ。今回、当初の動議のときに話をしたと思いますが、11月15日だったかな、私、議会報告会やったんですよ。その前に霞ヶ浦学院ともう一つあった業者の方、代表の方から電話があったんですよ。議会報告会があるけれども、いろいろ質問したいんだと、質疑応答したいんだと言ったんだよね、最初ね。質疑応答したいんだと、参加していいかというふうに言われたんですよ。私はいいですよというふうに話しました。そうしたら、その電話の中で、個人的に会えないかと言われたんですよ。個人的には会わなくていいよということで、当日来ていただいて、質問してくださいというふうにして、こういうことがあったんです。そうしたら、まだ、電話の中でね、佐藤さんが出しているかすみがうら新聞にああいうふうにでかでかとか書かれると非常に困ると。やはり賛成の意見も聞いてほしいんだと。佐藤さんから、賛成の意見もあるよというふうに言ってもらえないかというようなことまで言ったわけです。ですから、それは実際に私の議会報告会に来て、話をしてくれないかと言ったんですね。

それと同時に、本来であればこの問題についてはかなり重要な問題だと。だから、調査特別委員会をやってくれという小座野議員の提案があって、私を含む3人が賛成したわけですよ。ところが、それが否決された。だから、逆に調査特別委員会をやれば、あなたたちの意見も、賛成の側の意見も、またその当事者、2回目の説明会をやってくれという要望書を出した方ですね、その方の意見も聞ける。そうすればもっと実り多い中身になったんじゃないかというふうに私が答えたんです。大体それで電話終わって、当日参加していただいたんです。その業者の代表の方と霞ヶ浦学院の方3人来て、質問されて、終わりました。その質問は同じような中身でした。何で賛成者の声を聞かなかったんですかと言うから、私は賛成の方についても、これはぜひ聞く機会を設けないか、これが調査特別委員会だよと。これが必要だったんじゃないかなというふうに思っているんだというふうに答弁をしたら、それ以降は質問はございませんでした。

特に、だから、この問題で、あれは9月6日だよ。この9月の……

○久松公生委員長

今の質問に対してで……

○佐藤文雄議員

だから、そういう一定程度の確証を持って発言しているということです。

○井出有史委員

私もこれをいろいろ調査させてもらった中で、確かに一定程度という表現の確証なのかなという認識でございまして、本当にこれがもう確証であるという認識の下の発言ではないような感じはしているんですね。前回、市長陳述ももらっているんですけども、その市長陳述の中には、根拠のない言いがかり的な発言を繰り返し、市の名誉を著しく傷つけ、反論の機会も与えず、質問もせずに言い捨てて、この問題を一方的に切り捨てましたという記録が残っております。

私も一般質問、議事録をちょっと見させてもらったんですけども、この議事録は拝見されましたかね。この中で、確かに途中から質問を求めている状況で、ずっと一方的な発言を繰り返しているような状況が見受けられるんです。この議事録を見返した中で、答弁を求めない発言をしていたなという認識はございますか。

○佐藤文雄議員

答弁を求めるべきだったのかなというふうには私も感じています。ただ、やっぱり時間的な制約が一

番大きかったんですね。大体、答弁が分かっていたんですね。それはもう既に宮嶋市長と私で申入れをやったときに市長が答えているんで、その答えが一定程度分かっていたということもあります。本来であれば、そのことをやはり質問、一旦切ってね、質問をすればよかったかなというふうに、それは反省しております。

ですから、最後に話をして、新治小学校の問題についてはぜひ住民説明会をやってほしいという要請で終わらせたということなんです。そういう点では、1か所か2か所ぐらい答弁を求めればよかったかなというふうに、それは反省しております。

○久松公生委員長

1つだけ、委員長職を交代します。1つだけ質問させていただきます。今の質問と関連しているんですが、今日の弁明のときにも、最後のほうですか、市長は反問権を行使すればいいというようなことをおっしゃっていました。またこれは12月5日の本会議の答弁でもおっしゃっていました。その中に、私も以前、一般質問で市長から反問権を使われました。また、来栖議長も使われたということも言っています。

ただ、ここですら、先ほど言ったように、反問権というのは逆質問ですので、質問をしなければ、反問権は行使できないと私はそういうふうに認識しているんですが、佐藤議員は、この弁明の理由として、反問権を行使すればいいと先ほども言いましたけれども、その辺はどういうふうに反問権を理解しているのか教えていただきたいと思います。

○佐藤文雄議員

久松議員の問題についてもね、結果的に話をした上に、特に質問をしたわけではないですよ。宮嶋市長に質問していないんですよ。逆に市長が反問権を使ったんです。覚えていませんか。ですから、そういう意味では、私は、反問権そのものは非常に有効だなと思っているんです。なぜかという、反問権を使っていただくと、制約時間から外れるでしょう。そうすると、その分だけ質問ができと思っているんです。ですから、そういう意味では、反問権をぜひ、必要なときにはね、反問権を行使してほしいというふうに私、弁明書に書いて、また最初の答弁でも書いたわけです、述べたわけです。

○久松公生委員長

分かりました。

ここでそのときの話をしてもあれなんですけれども、いいと思いますんで。

そのほかに何かございますか。

○櫻井健一委員

ちょっと質問ではないんですけども、反問権は2回と言っていましたけれども、多分3回だと、僕もやられているんで、3回あったと思います。それだけちょっと訂正してください。

○久松公生委員長

そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

それでは、一身上の弁明を終結いたします。

ここで佐藤文雄議員は退出となります。佐藤議員、本日はご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。〔午後 3時55分〕

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。〔午後 3時56分〕

これで予定した調査等は終了しました。

そのほか委員の皆様から追加の調査事項等がございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、これより懲罰に関する審議に入ります。

ここで、審議の進め方についてはあらかじめ申し上げます。

まず、懲罰に科すべきか否かを協議し、討論の上、採決により決定いたします。仮に懲罰を科すべきと決した場合は、続いていずれの懲罰を科すべきかを協議し、討論の上、採決により決定します。

それでは、初めに、懲罰に科すべきか否かについて各委員からご意見をお願いしたいと思います。挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井繁行委員

最終的に懲罰にするべきか否かというところに当たっては、懲罰にするべきであると思います。それは、佐藤議員本人も弁明でおっしゃっていましたが、二十何年間、議会として制止をする者もいなかったというお話がございましたよね。市長の陳述にもあったように、ある意味、市議会として黙認をしてきてしまったから、こういう事態を招いてしまったということも言えると思うんです。なおかつ前回の懲罰特別委員会、そして今回の懲罰特別委員会では、会議録、そして映像を見ながらの確認作業もし、勇気を持って参考人招致として来てくれた部長さん、また前部長さん、3名からの意見も聞くことができました。

これを機に、これは佐藤文雄議員だけの問題ではなくて、市民から負託を受けている我々16人がしっかりと襟を正し、不適切、不穏当発言を守りながらルールの上で、法令を遵守した上でしっかりとウィン・ウィンの関係になれるような一般質問、また、発言をしていく、答弁調整も含めてね、していく、そういったことが大事な、いい過渡期になっていると思いますので、しっかりと懲罰特別委員会をやった意義、目的として、ここは懲罰を科すべきだと私は思います。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにごございますか。

○櫻井健一委員

僕は懲罰を下すべきじゃないという意見をさせていただきたいんですが、まず、議会には議会の独立権といいますか、自立権というものが議会にはあります。その中に、市長が陳述を言いに来て、もっときっちり罰を下せということは、ちょっと逸脱しているんじゃないかということを感じました。

あとは、議員として、市民の意見を言うという表現の自由なのか、威圧なのか、ハラスメントなのかというのがすごく判断の難しいところでありましたが、本日、ちょっと部長さんの意見の中で、そのときに議長に制止してもらいたかったという意見もありました。そこに関して、一議員にそういう罪とか懲罰を与えるのではなくて、議会としての規律をもう一度見直して、議長の在り方、議長の責任等も踏まえて考えるべき時期なのかなと思っております。

見直すという点では、櫻井繁行委員と一緒になんですけれども、今後よりよい議会運営をする中で、市民の意見ですとか議員の務めをやっていく上で、発言がしづらくなるということが起きてはまずいと思うんです。でありますから、一度、議長を交えた、議会の在り方といったところをもう一回見直すべきなのかなと考えますので、今回、佐藤議員に懲罰を下すのは反対します。

○久松公生委員長

ほかにございますか。

○岡崎 勉委員

私もずっと聞いていて、どうも自分の自覚がないというのがはっきり分かりました。果たして懲罰して、それが直るのかどうなのか分からないんで、これ何かいい方法はないんでしょうかね、皆さんね。懲罰以外で。それで直してもらおうということになればいいなと思って、私は思っていますけれども。

以上です。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 4時01分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 4時06分]

ただいまの岡崎委員の質問なんですけれども、意見なんですけれども、みんな何かほかにいい方法ありませんかというところですが、やはり意見としては聞かせていただきます。

そのほかございますか。

○鈴木貞行委員

先ほどの各部長の証言の中で、本人がやっぱりストレスを感じたということは明らかだと思います。また、執行部と議会との関係性が確かに悪くなってしまっているという現状もありまして、それをできるだけ元に戻していくということ。そしてまた、後輩の職員に配慮していただきたいという願いがあるというようなことも言っていましたんで、やはり一度リセットしてもらいたいということがあると思うんです。だから、リセットして、リセットするのには、やはり一度懲罰をしたほうが私はいいと思います。

以上です。

○鈴木更司委員

今、鈴木委員のお話にありました。これから部長になられる方のことを考えると、やはり懲罰という形で残したほうがいいのかと思います。

以上です。

○久松公生委員長

それでは、協議ですか、討論を終結いたします。

それでは、採決にいたします。

本件は起立によって採決いたします。

本件は、今、懲罰にすべきかという意見と否かという意見で分かれてましたが、そのことによって、今回は、本件は起立によって採決をしたいと思います。

佐藤文雄議員に対し懲罰を科すことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○久松公生委員長

起立多数であります。

よって、佐藤文雄議員に懲罰を科すべきと決定いたしました。

それでは次に、いずれかの懲罰を科すべきかについて、各委員からご意見をお願いしたいと思います。挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

秘密会であったことなので、あまり会議録に残すことがふさわしくないと思いますから発言は伏せま

すけれども、やはり3人の部長さん、前部長さんのお話を聞いていて、悲痛な思いがあったなど。慢性的なストレスを感じていたなど非常に思ったところです。当事者の痛みを思うと、本当に心が痛くなるようなときもあったというところです。

これを機に、いろいろ皆さんご意見もあると思いますが、やはりみんなが襟を正していくということで、まずは懲罰をするべきだというふうに私は賛成討論もさせていただきましたけれども、懲罰の種類、今、タブレットに出ておりますが、4つに分かれると思います。戒告、陳謝、一定期間の出席停止、また最終的には除名ということになろうかと思うんですが、まずは公開の議場における戒告処分ということで、戒告文を来栖議長から読み上げていただいて、まずはしっかりと非を認めていただくというところですね。先ほど岡崎委員からもお話がありましたけれども、やっぱり発言に対してはモラルを持って、ルールを守って行うというところが一丁目一番地になってくるとと思いますので。公開の議場における戒告処分が私は妥当ではないかというふうに思います。

以上です。

○久松公生委員長

ほかにごいませんか。

[発言する者なし]

○久松公生委員長

協議を終結いたします。

それでは、ただいまご意見があった今回のいずれの懲罰を科すべきかについては、戒告という処罰についてということでした。

これに対し、戒告の処分を科すべきことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

異議なしと認め、さよう決しました。

ここで委員各位に申し上げます。

戒告についてですが、戒告文(案)は、本委員会で決定することになっております。したがって、その案を次回の本委員会においてお諮りしたいと思います。また、続けて本委員会の審査結果報告書(案)を確認いただきたいと思います。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

○櫻井繁行委員

先ほど懲罰の種類、戒告ということで決まりましたけれども、次回の、今度は第4回目になるのかな。戒告文の確認等、日程が決まっていればお伝えいただければと思うんですが、いかがですか。

○久松公生委員長

日程等は追って、決まり次第、連絡したいと思いますので、お願いします。

それでは、ないようですので、ここでお諮りをいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただき、また、秘密会としてした部分については、その内容を非公開として調整させていただきたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、以上で本日の懲罰特別委員会を散会いたします。

ここで委員各位に申し上げます。

先ほどもお話ししましたが、本委員会につきましては、日程調整後、各委員に追って連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4 時 1 4 分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

懲罰特別委員会

委員長 久松 公生